

広陵町東部地区農業研修センター建替工事

設計等業務委託

プロポーザル実施要領

令和7年4月

広陵町住民環境部環境政策課

1 目的

広陵町東部地区農業研修センター建替工事設計等業務(以下「本業務」という。)は、老朽化した広陵町東部地区農業研修センターを建て替え、広瀬区における持続可能な地域づくりや地域防災の拠点として活用されることを目的に、新たな施設の整備に向けた設計等業務を行うものです。

町と広瀬区との協働のもと令和6年度に策定した「広陵町東部地区農業研修センター建替基本構想・基本計画」の内容を踏まえ、設計段階においても施設の規模、配置及び防災面等について地域との議論を深め住民が使いたいと思う施設の整備が必要であることから、最新の技術やノウハウ、柔軟かつ高度な発想力と技術を有し、情熱を持って業務を担える設計者を選定することを目的に、公募型プロポーザルを実施します。

2 業務の概要

- | | |
|-------------|--|
| (1) 業 務 名 | 広陵町東部地区農業研修センター建替工事設計等業務委託 |
| (2) 業 務 内 容 | 施設建設に係る基本設計（ワークショップの運営等住民意見の聴取・反映を含む。）、実施設計、各種調査、法令等を遵守した各種手続き、その他必要な手続等 |
| (3) 履 行 期 限 | 令和8年3月31日（火） |
| (4) 建 物 概 要 | 「広陵町東部地区農業研修センター建替工事設計等業務委託特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）」の「6. 設計と条件」のとおり。 |
| (5) 業務限度額 | 22,374千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。） |

3 受託候補者の選定方法

本業務の受託候補者の選定は、公募型プロポーザル方式により行います。広陵町東部地区農業研修センター建替工事設計等業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）により非公開で審査を実施し、受託候補者1者及び次席者（優先順位を付します。）を選定します。

4 応募資格

参加者の応募資格は、参加表明書の提出日現在において以下の要件を満たす者（共同企業体は不可）とします。

- (1) 令和6年度及び7年度広陵町測量・建設コンサルタント等競争入札参加資格審査申請書を提出している者で、同時提出の（広陵町様式⑧-2）測量・建設コンサルタント等業者カードの希望業種「建築士事務所」欄の「建築設計」及び「工事監理」に「○」の入力がある者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- (3) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録をしており、かつ管理技術者については、提出者の組織に属して

同法に基づく一級建築士の資格を有する者を専任で配置できること。

- (4) 基本設計に当たり、ワークショップなど住民参加の手法を取り入れることができること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続きをしていない者であること。
- (6) 広陵町暴力団排除条例（平成23年12月広陵町条例第8号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (7) 平成27年4月以降に、延床面積が200㎡を超える地区公民館、集会施設、コミュニティセンター及び防災センター等の住民の交流や活動の場となる施設の新築に関する設計業務に携わった実績があること。
- (8) 広陵町の指名停止措置を受けていない者であること。

なお、プロポーザル応募者が、契約締結までの間に応募資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とします。

5 スケジュール

	内容	期日等（令和7年）
(1)	公募型プロポーザル公告	4月24日（木）
(2)	質問書の提出期限	4月30日（水）午後5時まで
(3)	質問に対する回答	5月9日（金）午後5時を目処に町HPにて
(4)	参加表明書等の提出期間	5月12日（月）から5月16日（金）まで
(5)	技術提案書等の提出期間	5月19日（月）から5月23日（金）まで
(6)	プレゼンテーション・ヒアリング	5月30日（金）1参加者40分程度 ※日程が都合により変更となる場合は、事務局から提案事業者へ個別に連絡します。
(7)	選定結果の通知	6月5日（木）頃予定

6 質問の受付及び回答

提出書類等の質問については、その旨を記載した質問書(任意様式)により、電子メールで提出し、送信後に必ず電話にて受信確認を行ってください。また件名を「広陵町東部地区農業研修センター建替工事設計等業務委託に係る質問」としてください。

(1) 提出先

「12 問い合わせ先（事務局）」のとおり。

(2) 提出期限

令和7年4月30日（水）午後5時まで

(3) 質問に対する回答

令和7年5月9日（金）午後5時を目処に広陵町ホームページに掲載します。

7 参加表明書等の提出

本プロポーザルへの参加希望者は、自らが参加資格を有していることをあらかじめ確認の上、次に定める書類を作成し提出してください。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式第1号）
- イ 会社概要書（様式第2号）
- ウ 事務所の同種・類似業務実績調書（様式第3号）

(2) 提出部数

1部

(3) 提出期間

令和7年5月12日（月）から5月16日（金）まで（各日午前8時30分から午後5時15分まで）

(4) 提出場所

「12 問い合わせ先（事務局）」のとおり。

(5) 提出方法

事務局へ直接持参、郵送又は電子メールで提出してください。郵送とする場合は、簡易書留等の配送過程を記録できるものにより提出期間内必着とします。電子メールによる提出は、提出期間内であれば時間に制限はありません。電子メールで提出する書類のファイル形式はPDFとしますが、書面をPDF化する場合は、内容が鮮明に読み取れるようにしてください。

8 技術提案書等の提出

技術提案書等は、次に定める書類を作成し、提出してください。

(1) 提出書類

- ア 事務所の主要業務実績調書（様式第4号）
- イ 事務所の業務執行体制（様式第5号）
- ウ 管理技術者・主任技術者（様式第6-1号）
- エ 担当チームの資格（管理技術者・各主任技術者を除く）（様式第6-2号）
- オ 技術提案書提出届（様式第7号）
- カ 技術提案書（様式第8号）

（ア）技術提案書の様式は原則としてA4判用紙縦置きで、横書き両面印刷、左綴じとし、使用するフォントの大きさは10.5ポイント以上としてください。必要に応じてA4判横、A3判横の使用を認めます。A3判の用紙を使用する場合は片面印刷とし、片袖折りにしてください。

（イ）技術提案書のページ下部に通しページ番号を振ってください。なお、技術提案書は両面で10枚以内（表紙を除く。）としてください。

（ウ）記載内容については明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有し

ない者に対して配慮してください。また、専門用語、略語等に関しては、脚注により定義又は説明を付記するなど、分かりやすい記載を心がけてください。

(エ) 技術提案書には、特記仕様書に示す内容を踏まえて、次の内容について記載してください。

- (1) 業務に対する基本的な考え方、取組意欲及び基本設計にあたって取り入れる住民参加の手法
- (2) 特定のテーマに対する提案
- (3) 設計に当たって特筆すべき独自の提案

なお、「(2) 特定のテーマに対する提案」については、参考資料「広陵町東部地区農業研修センター建替基本構想・基本計画(案)」の「2. 基本構想」にある「(2) 基本方針 ①～⑤」の中から、(1)①気軽に立ち寄って、多世代が交流できる施設 及び ②多様な使い方ができる自由度の高い空間、(2)④管理しやすい施設・空間、(3)⑤もしもの時の地域の防災拠点 について記載してください。独創性と実現性のある斬新なアイデアを求めます。

キ 業務工程表(様式第9号又は任意様式)

契約締結から業務完了までのスケジュールを記載してください。

ク 見積書(様式第11号)

(ア) 見積金額には消費税及び地方消費税相当額を含めてください。

(イ) 特記仕様書に基づく業務内容による見積金額としてください。

(ウ) 見積金額には独自提案に係る経費も含めてください。

(2) 提出部数

1部とデータ(PDF版)

(3) 提出期間

令和7年5月19日(月)から5月23日(金)まで(各日午前8時30分から午後5時15分まで)

(4) 提出場所

「12 問い合わせ先(事務局)」のとおり。

(5) 提出方法

事務局へ直接持参、郵送又は電子メールで提出してください。郵送とする場合は、簡易書留等の配送過程を記録できるものにより提出期間内必着とします。電子メールによる提出は、提出期間内であれば時間に制限はなく、書面による写しの必要もありません。ファイル形式はPDFとします。極力他のファイル形式を直接PDFに変換したものとし、書面をPDF化する場合は、内容が鮮明に読み取ることができるようにしてください。

(6) その他

ア 提出された技術提案書等は返却しません。なお、提出された書類は、この提案以外の目的では使用しません。

イ 技術提案書等の受理後の差し替え、追加、削除等は一切認めません。ただし、町から指示があった場合を除きます。

ウ 次のいずれかに該当する場合は、提出された技術提案書等を無効とします。

- ① 提出期限を過ぎて提出された場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 審査の公平性を害する行為があった場合
- ④ 見積金額（税込）が業務限度額を超えている場合

9 審査方法及び審査基準

提出された技術提案書等に基づくプレゼンテーション等により審査を行います。

(1) 審査日及び会場

令和7年5月30日（金）

広陵町役場庁舎3階 大会議室

※ 当日の詳細については、令和7年5月27日（火）までに個別に電子メールにて連絡します。

(2) プレゼンテーション・ヒアリング

- 1 プレゼンテーション・ヒアリングの時間は、1事業者につき40分(プレゼンテーション20分、ヒアリング20分)程度とします。
- 2 プレゼンテーション・ヒアリングへの出席者は総括責任者を含め3名以内とします。
- 3 提出した技術提案書に基づきプレゼンテーションしてください。提案内容をパワーポイント等において表現する場合は、PC等を持参してください。大型モニター（75インチ）HDMIケーブル及び電源は町で準備します。（パワーポイント及びPC等の使用は必須ではありません。）

(3) 審査方法

審査は、審査委員会が別表「広陵町東部地区農業研修センター建替工事設計等業務プロポーザル審査項目及び審査基準表（以下「審査基準表」という。）」に示す各審査項目について点数評価します。合格基準点は60点以上とします。

(4) 優先交渉権者の決定

審査の結果、最も評価点が高かった者を優先交渉権者とし、評価点が2番目に高かった者を第2位優先交渉権者とします。

合計得点が同点の場合は、審査基準表の「4. 特定テーマに対する提案」、「3. 業務の基本的な考え方、取組意欲及び基本設計にあたって取り入れる住民参加の手法」の順で、その項目の審査点を比較して点数の高い提案者を優先交渉権者とし、それでもなお同点となる場合は、見積金額を比較して額の低い提案者を優先交渉権者とします。

また、提案事業者が1者の場合であっても、審査の結果、合格基準点に達していれば優先交渉権者とします。

(5) 審査結果の通知

審査の結果は、提案のあった全ての事業者に対して、令和7年6月5日(木)頃文書により通知します。結果通知後の他法人等や自らの評価点数など、選考結果の詳細についての問い合わせにはお答えできません。

(6) 優先交渉権者決定後の手続き

優先交渉権者の決定後、契約締結に向けて業務の詳細な内容について、提案内容を踏まえた協議を行います。協議の結果、契約に至らなかった場合は、第2位優先交渉権者と契約締結に向けて協議を行います。

10 その他

(1) 技術提案書等の作成、応募及び本プロポーザルに要する費用は、全て提案者の負担とします。

(2) 技術提案書等の提出後に辞退する場合は、辞退届(様式第10号)で届け出てください。

(3) 本プロポーザルについて、次の条件のいずれかに該当する場合は失格となります。

- 1 審査委員に直接、間接を問わず連絡を求めた場合
- 2 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- 3 応募者が契約締結までの間に応募資格を有しなくなった場合
- 4 複数の提案があった場合
- 5 本実施要領に定める手続、方法を遵守しない場合

11 プロポーザルの取り止め

参加表明書等の提出者又は技術提案書等の提出が無い場合は、本プロポーザルを取り止めます。

12 問い合わせ先(事務局)

〒635-8515

奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1

広陵町 住民環境部 環境政策課 担当：藤本

電 話 0745-55-1001

ファックス 0745-55-1009

Eメール kankyo@town.nara-koryo.lg.jp